

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第7回 憲法判例を作る —「岩手靖国違憲訴訟」

会員 澤藤 統一郎 (23期)

「政教分離を守る会」との出会い

1980年12月のある日、当時盛岡で開業していた私の小さな法律事務所に4人の来客を迎えた。お二人の牧師と市議会議員と元教員。それぞれが、「政教分離を守る会」の会員としての活動を熱く語った。私は、地元の市民による草の根の憲法運動に感動を覚えた。

この4人には具体的な来訪の目的があった。当時保守勢力は、靖国神社国家護持運動に代えて、地方議会の公式参拝促進決議獲得運動を全国展開していた。前年12月に岩手県議会でも成立したこの決議を違憲とする訴訟を引き受けてくれないかという相談だった。

決議は、内閣総理大臣と衆参両議院議長を宛先として、「靖国神社公式参拝を実現されたい」という表題。その理由を「靖国神社250万英霊に対し尊崇感謝の誠を捧げ、国として公式に礼を尽くすことは極めて当然…。しかるに、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下のご参拝も内閣総理大臣の参拝もすべて個人的なものとして扱われ…極めて遺憾、速やかに靖国神社公式参拝が実現されるよう強く要望する」としていた。

違憲の決議とは思ったが、一般市民が原告となってその違憲違法を争うことは難しい。いったんは無理筋の依頼と考えると、客観訴訟は許されない、原告には訴えの利益がなくてはならない、議会の自律権の尊重という考えもあるなど、法律家の常識を説明した。「訴状を出しても、門前払いの却下になるのがオチでしょう」とも言った。

ところが相談者たちは納得しない。「違憲行為を司法がチェックできないというのはおかしい」「裁判所というのは、いったい何のためにあるんですか」「何とか手段が考えられませんか」…。その熱心さに負けてつい口走った。

「地方自治法に住民訴訟という制度があります。も

し、その決議の執行に公費の支出があれば、県の監査委員会への監査請求を経て、住民訴訟ができるかもしれません」。口は災いの元。これを聞いた相談者たちが色めき立った。「この決議に伴う違法な支出というのはどんなものでしょうか」「ウーン。この決議文を首相や両院の議長などに郵送していたら、40円の切手代が違法支出となって、損害賠償の対象になるかも知れませんね」「切手代、なるほど。40円の裁判なんて面白いじゃないですか」

この瞬間に「岩手靖国公式参拝違憲訴訟」が始まった。私は、以後11年余にわたって関わることになる。

訴訟準備は担当弁護士の役得

盛岡地裁への訴訟提起は、1981年3月16日。被告は、違憲決議に賛成の表決をした保守系議員40名等。請求の趣旨は、「被告らは連帯して岩手県に対し、7万1657円（決議持参の交通費分）を支払え」というもの。靖国神社公式参拝の違憲判断を求める全国第1号の訴訟であった。

公式参拝訴訟が進行中に、1962年以来長年にわたって岩手県が靖国神社の祭礼に、玉串料・献灯料を欠かさず奉納してきたことが明らかとなった。その額年間2万1000円である。「政教分離を守る会」はこれを違憲と主張して、県民10名が原告となって、県費からの玉串料等の支出分の損害賠償を求める住民訴訟を提起した。

こうして、「公式参拝違憲訴訟」と「玉串料違憲訴訟」が併合して進行することになった。併せて「岩手靖国違憲訴訟」と呼んでいる。

岩手靖国違憲訴訟一審のハイライトは、「1983年夏の陣」であった。この夏、集中的に行われた4名の証人の証言に裁判長は熱心に耳を傾けた。原告申請の宗教学者・村上重良氏、歴史学者・大江志乃夫氏、憲法行政法学者・高柳信一氏、それに被告申請の靖

国神社禰宜・神野藤重申氏である。歴史的・宗教的・法的に、靖国とは何か、政教分離とは何か。靖国神社は天皇制や戦争・陸海軍とどのように結びついていたかが余すところなく詳らかにされた。

この証言の打合せのために各証人のご自宅を何度も訪ねて陳述書を練り、尋問事項を作った。これは、担当弁護士の大きな役得である。このときの大江さんの分厚い陳述書は、岩波新書「靖国神社」となっている。この立証を通じて、政教分離を守る運動は、優れて反靖国・反戦の平和運動という確信を得た。

原告側は1984年春の結審を予定していたが、突然裁判長交代となった。新裁判長は判検交流の元仙台法務局訟務部長。早期結審の予定は一転変更となったが、この元訟務部長が転任間際の1987年3月に政権寄り判決を書いた。敗訴の苦さが忘れられない。論理において最低、結論において最悪の事実上の合憲判決（盛岡地方裁判所1987（昭和62）年3月5日判決・行政事件裁判例集38巻2～3号166頁）であった。

「敗訴の苦汁」から「逆転の歓喜」へ

一審盛岡地裁段階での原告側弁護団は3名。23期の私と、17期の菅原一郎、瞳夫妻。岩手弁護団は、仙台の弁護士諸兄姉に弁護団結成を要請した。そして、仙台弁護士会の会員を中心に55名の大弁護団が立ち上がり、論点ごとに分担しての詳細な主張と拳証が重ねられた。

こうして、輝かしい「岩手靖国違憲訴訟・仙台高裁判決」（1991年1月10日）の言い渡し日を迎える。憲法判断においては、望みうる限り最高の内容となった。極めて明快に、内閣総理大臣と天皇の靖国神社公式参拝を違憲と断じた。県費から靖国神社への玉串料献灯料奉納名下の寄附も違憲とした。提訴日を同一とする愛媛玉串料訴訟の上告審大法廷判決（最高裁判所1997（平成9）年4月2日・最高裁判所民事

判例集51巻4号1673頁）の6年前のことである。

控訴審判決は、目的効果基準を厳格分離説的に活用したものとなった。天皇、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝については、こう結論づけている。

「公的資格においてなされる公式参拝がもたらす直接的、顕在的な影響及び将来予想される間接的、潜在的な動向を総合考慮すれば、公式参拝における国と宗教法人靖国神社との宗教上のかかわり合いは、我が国の憲法の掲げて立つ政教分離原則に照らし、相当とされる限度を超えるものと断定せざるをえない。公式参拝は、憲法二〇条三項が禁止する宗教的活動に該当する違憲な行為といわなければならない。」

この違憲判決を勝ち取った控訴審弁護団メンバーの献身的な活動に、あらためて敬意を表したい。

もっとも、この控訴審判決は主文では敗訴だった。岩手県は「公務員等の懲戒免除等に関する法律」を根拠に、「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例」を制定していた。判決はその効力を認めたのだ。いまだに釈然としないものが残るが、高裁の貴重な違憲判決が確定して、最高裁に上告されずに済んだことを当時は大喜びした。

「英霊にこたえる会」の靖国神社公式参拝促進運動に呼応した決議は、県議会レベルで37、市町村議会レベルでは1548に及んでいる。これに対して、「訴訟を提起して一矢報いよう」と発想したのは、岩手のみであった。政教分離を求める市民の運動あればこそその訴訟であり判決である。このような市民運動との出会いを幸運にも誇りにも思う。

なお、違憲決議推進の司令塔となった「英霊にこたえる会」の初代会長が元最高裁長官、それも「ブルーパージ（青法協弾圧）」で名を上げた石田和外であった。最高裁の体質を物語るものとして、深刻な問題である。けっして昔話ではない。